神戸市労働組合連合会との交渉議事録

１．日　時：2026 年 10 月 26 日（月）　18：30～18：40
２．場　所：行財政局会議室（１号館 13 階）
３．出席者：
（ 市 ） 行財政局長、給与課長、給与課係長３名、他１名
水道局副局長、経営企画課係長
交通局副局長、人事総務課長
教育委員会事務局副局長、教職員給与課長
（組合） 市労連執行委員長、副執行委員長４名、書記長、他 18 名
４．議　題：2026 年度給与改定要綱の提案
５．発言内容：
（ 市 ） 平素より皆さま方には、何かとご協力いただき、改めて感謝申し上げます。
さて、さる 10 月１日に皆さま方から、今年度の賃金確定・制度改善及び年末手当についてのご要求をいただきました。
本日は、給与改定についての私どもの考えをお示しさせていただきたいと思います。

― 提案資料配布―
・2026 年度　給与改定要綱（案）

それでは、お配りしました「2026 年度給与改定要綱（案)」に沿って、ご説明いたします。
まず、「１．給料表」についてでございます。
給料表につきましては、別紙「給料表改定案」のとおりといたします。また、企業職員につきましては、それぞれに対応する給料表といたします。
改定にあたっては、基本的には国の対応号給の改定額を基礎として、本市人事委員会勧告や国、他都市の改定状況のほか、本市の実情を考慮の上、引上げを行うことといたします。具体的には、行政職給料表において、いずれの学歴においても、初任給を 9,500 円の引上げとし、中堅層以上に重点を置きつつ、再任用職員を含む全級・全号給において引上げ改定を行いたいと考えています。
なお、定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額につきましては、国の改定を踏まえ、近年の改定を大幅に上回る引上げ改定を行いたいと考えております。
他の給料表につきましては、行政職給料表との均衡を基本として改定を行いたいと考えております。
次に、「２．初任給調整手当」についてでございます。
初任給調整手当につきましては、現行で期間の区分が 16 年未満の医師及び歯科医師に係る最高限度額について 253,100 円としているところでございますが、253,800 円に改定することといたします。
続きまして、「３．宿日直手当」についてでございます。
宿日直手当につきましては、国に準じた改定を行うこととし、勤務１回に係る支給額に

ついて300円の引上げ改定を行いたいと考えております。

最後に、「４．実施時期」についてでございます。

実施時期につきましては、2026年４月１日といたします。

なお、これには会計年度任用職員のうち2026年12月期の期末・勤勉手当の支給要件を満たす者を含み、その他の者は2026年12月１日からの適用といたします。

期末・勤勉手当の支給月数の改定及び今年度の年末手当の支給日等につきましては、現在、内部で検討を進めており、改めてお示しさせていただきます。

今年度の職員の給与改定につきまして、2026年４月１日実施の職員については、その差額分について年内に支給したいと考えておりますが、支給方法につきましては改めてお示しさせていただきたいと考えております。

給与改定に関する事項につきましては、以上でございます。

その他のご要求につきましては、できるだけ早急に、私どもの考え方をお示ししたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

（組合）　回答については持ち帰り検討します。

期末・勤勉手当関連の回答や要求項目についての回答が示されていません。

ヤマ場までに労使合意できるよう、十分検討してもらいたい。